The Seal Craftsmen of Edo and Circulation of the Seal

Мауиті Сніва

討する。

はじめに

り、また、村人たちの印を本人に代わって手配している様子もみられ 専門の職人=印判師が彫ったものになったと考えられる。筆者は江戸 使用した印の模様や文字は、近世中期以降、次第に精緻なものとなり、 持つことも多く、 本から呼び出されるなどで江戸へ出向いた時に印を注文、購入してお 村(現ひたちなか市)の豪商が江戸両国吉川町の吉村金兵衛から、ま 察し、常陸国では、筑波郡上菅間村(現つくば市)の名主や茨城郡湊 印を所持し、家の当主が文書へ押印することが基本となった。彼らが 容易であったことが考えられる。 ていたことを明らかにした」。上菅間村の名主の場合、領主である旗 海老原喜兵衛から、すなわち江戸の印判師に印の製作を注文、購入し た茨城郡野口村(現常陸大宮市)の豪商が江戸日本橋四日市広小路の の印判師を事例として、関東の村々の百姓による印の購入について考 近世社会においては、百姓や町人などの民衆に至るまでが家ごとに 豪商の場合は江戸に支店を持つなど、江戸と直接的なつながりを 江戸の印判師からの購入は、 彼らにとっては比較的

する印を製作した印判師の史料を紹介し、彼らの存在形態について検存在する。そこで本稿では、近世の下総国および常陸国の人々が使用江戸の印判師については、本学図書館所蔵文書中にも同様の史料が

一 印判師森田與七

(史料1、写真1)。 印判師森田與七が差し出した、年未詳申七月一四日付の「覚」がある茨城大学図書館所蔵の稲葉家文書2の中には、江戸馬喰町二丁目の

[史料1]

覚

拾三匁 唐水牛

丸仕切判

壱ツ

一 拾三匁 同

小判なり仕切 壱ツ

唐水牛でいてお

拾匁

長箱判ニツ

三匁弐分 ツケ

金廻判長箱 弐ツ

茨城大学教育学部紀要(人文·社会科学、芸術)六十九号 (二〇二〇) 一—一〇

弐百文 桜名判

壱ツ

メ三拾九匁五分 弐百文

右之通り慥ニ受取候 印

申七月十四日

森田與七

の印の代価、合計三九匁五分二〇〇文の受取書である。 差出箇所に「森田與七」と書かれ、「江戸」「御印判師」「馬喰町二 森田與七」とある長方形の印が押されている(写真2)。八つ

であった。 意先」ともいえる村があるなど、村と領主をつなぐ役割を果たす存在 が江戸で訴訟を行う場合の宿泊所であるが、宿泊所としてだけではな 公事宿と考えられる。公事宿は「郷宿」「百姓宿」とも呼ばれ、百姓 には年貢金上納の督促などを請け負うこともあった。公事宿には「得 く、訴訟で提出する願書の代書、領主から村々への廻状の伝達、さら 受取書の宛先は「下総屋内御客様」とある。下総屋は江戸馬喰町の

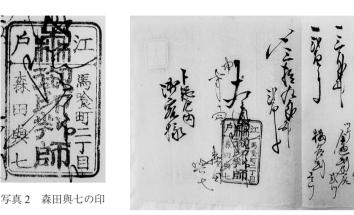
を出したのである。なお、稲葉家文書にある多くの取引関係史料から る江連用水の再興運動の中心的役割を果たした家である。稲葉家は下 総屋を通じて印を注文し、下総屋は同じ馬喰町の印判師森田與七に製 売買などを行っており、また鬼怒川東岸、小貝川西岸の台地へ引水す 家は下総国豊田郡加養村(現下妻市)の名主を務め、醤油醸造や穀物 そして宛先内の「御客様」が稲葉家を指すものと考えられる。稲葉 稲葉家が公事宿の下総屋以外にも、多くの江戸の人々と関わりを 森田與七は出来上がった印の代価を受領して、この受取書

もっていたことが伺える。

様」である。文書に押されている森田與七の印は、茨城大学図書館 作した印を購入していたことが想定できる。 考えられる。稲葉家は下総屋を通じて、数度にわたって森田與七が製 蔵文書とは若干異なることから、二点の文書の時期は異なっていると 一つの代銀、一〇匁の受取書で、宛先は「しもうさや(下総屋)御客 た、年未詳二月一一日付の「おぼへ(覚)」がある。。こちらは水牛印 さて、茨城県立歴史館所蔵の稲葉家文書。にも森田與七が差し出

とは、万物は木・火・土・金・水の五つの要素からなるという中国古 彫られるようになることが多い。実名は、 に「土性大吉也」とも記される。印には一八世紀以降、二字の実名が 押されているが、何か参考のためのものか、理由は不明である。さら の印の表と裏であろう。包紙には「重榮」のほかに、別の二字の印も ぞれの文字の押印がある。「重榮」と「呈」は別の印ではなく、一本 印の包紙がある。この包紙の内側には「重築」「呈」と記され、それ 下渋垂村(現栃木県足利市)の名主家文書には、森田與七が製作した ている。 文字が、五行の「土性」の印として判断され、製作されたことを示し 代からの思想、五行説に基づいたもので、ここでは実名の「重榮」の いて判断することがあり、また印判師が判断することもあった。五行 印判師森田與七の史料は、茨城県外でも確認できる。下野国安蘇郡 知識のある者が五行に基づ

配布するなど積極的な宣伝を行っていたという。 に村内の福昌寺に隣接する観音堂の御開帳を行うにあたり、多くの た。下総国葛飾郡幸谷村(現千葉県松戸市)では、嘉永元年(一八四八) 人々を参詣に誘致するため観音の由来や霊験を記した略縁起を印刷 なお印判師は個々人が使用する印のみを製作していたわけではなかっ この時、 村が版木製



中国的

「覚」(茨城大学図書館所蔵 稲葉家文書 I-563)

等を通じて、さまざまな地域の村々とつながりを持つようになったと

近世社会において所持が必須となった印や、版木の製作

七年(一八二四)刊『江戸買物独案内』。に掲載された印判師の中には、

このように印判師が版木を製作することは多くあった。例えば文政

「御板木師」「御印判板木細工所」の肩書きも持つ者がおり、また別に

印を扱っていたことが示される。

作を依頼した先が森田與七であった。森田與七には、版木の彫り代銀

一一匁、紙代銭四五六文、摺り代銀一匁が村から支払われた。。

いえるだろう。

印判師金子井兵衛

板木彫刻所」でも、

印判師は、

ある。油屋は屋号で、廻船問屋を営み、塩問屋を生業とする商家であっ

日本橋四日市広小路の印判師金子井兵衛から印を購入していたようで

常陸国多賀郡平潟村(現北茨城市)の商家油屋(平潟後藤家)では、

史料2

金子井兵衛が製作した印の授受に関するものである。

次の史料2・3は、一枚の包紙の中にあった二点の文書で、印判師

①本文御両人様仕切判之代、 何分宜敷奉願上候、以上 印判師冶之受取書弐通相添申上候

御壮健被遊御座、 筆啓上仕候、時分秋暑強曇候得共、 千万難有奉存候、扨先頃権現丸積荷屋平次郎様并二叶屋林 珍重之御儀奉賀候、 先以其御地御家内様御揃益 然者毎々御荷物御積送り被

四

助様、 申上度、 仕候間、 度奉願上候、仕切直段之義者幾重ニも相働、一際目立候様出情可 之外荷物払底ニ御座候間、何卒御荷物相替被寿深山御積贈被成下 地着夫々御両人様方江御届ヶ被下度奉願上候、 則出来致候間、 扨又右船便り御書面江山本村小川屋勝之助様并ニ上松川村叶屋林 故追々延引ニ相成、此段御両人様江よろしく御伝言之程奉願上候、 茂存候得者、 右御両人ゟ御頼ニ付委細被仰越候、②御両人様仕切判之儀、 右御両人様御荷物等

合仕切勘定致、 如此御座候、恐惶謹言 乍憚各様方江右之趣宜敷御伝言之程偏ニ奉願上、先者右 飛脚屋方二而当分金子之儀受取不申、無拠次第、右 右印判師金子井兵衛封印之侭差贈り申上候間、御 右仕切残金差贈り申上 且又当地も引続殊

七月廿八日

万屋重吉

油屋善三郎様

参人々御中

1.々時分柄相当時候御厭被遊候様 乍憚奉存候、且御家内様

方江宜敷御伝言之程奉願上候、以上II

(*傍線部は筆者

いる(傍線部①)。仕切判とは帳簿などの締めに際して使用する印で判の代金については、印判師からの受取書二通を添える、と書かれてお之受取書弐通相添申上候間」とあり、書状の本文にある両人の仕切書状で、冒頭の文は追伸である。「本文御両人様仕切判之代、印判師史料2は、江戸深川上木場の廻船問屋、万屋重吉から油屋へ出した

あり、 から遠方であるという理由もあるだろうか。江戸へ直接行くことのな これらの村の人びとへの荷送りを、油屋が行っていたのである。江戸 た仕切判が出来たので、 者へ依頼して印を入手していた。 た本書状が着き次第、両人へ届けて欲しい旨が書かれている(傍線部 差贈り申上候間、 あろうか。史料2には、積荷仕切金の勘定について書かれているほか、 い、または直接行くことができない者たちは、江戸とつながりのある 御両人様仕切判之儀、 山本村及び上松川村共に東白川郡(現福島県)の村であろう。 山本村の小川屋勝之助および上松川村の叶屋林助から依頼され 御地着夫々御両人様方江御届ヶ被下置奉願上候」と 則出来致候間、 印判師金子井兵衛が封印したまま送る旨、ま 右印判師金子井兵衛封印之侭

[史料3]

四匁五分

仕切

仕切判壱本

右之通慥二受取申上候

.

印

子七月廿一日

叶屋様Ⅱ

ことがわかる。そして、印以外の品も扱っていた。
印 彫刻」とあるように、印判師はさまざまな種類の印を彫っていたと彫られた印が押されている。名前の上には「俳諧 點式 金銀 石と彫られた印が押されている。名前の上には「俳諧 點式 金銀 石
東料3は仕切判一本を購入した上松川村の叶屋宛の受取書で(写真

はなく、

青色や紫色などもあった。

印判師も、

前述した文政七年(一八二四)の『江戸買物独案内』に掲載された

さまざまな印や印肉のほか、銀札、眼鏡、鉄砲口薬入細工、

もいた。印肉を練る、

あるいは練り直すものであり、

された印判師は、金子井兵衛を含めて一四名、

このうち印肉を扱う者

印肉は赤だけで

和・洋の木版物を希望通りに作るとある。『東京買物独案内』に掲載

内』コに掲載されているが、ここには「和洋木版物御好次第」すなわち、

う技術を持っていたことで、こういった品も対象としていたことがわ

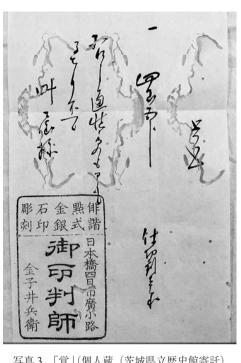
諸藩が独自に発行した紙幣

「藩札」とし

摺物なども扱っていたようである。

印判師は細かい作業を行

かる。このうち「銀札」は、



油屋 (平潟後藤家) 文書 1239-2

「覚」(個人蔵(茨城県立歴史館寄託)

植木店」と記された史料もありは、

橋四日市広小路の印判師である。

海老原喜兵衛の居宅として「坂本町 『東京買物独案内』での金子井兵衛

金子井兵衛と同じ日

なお「はじめに」で触れた海老原喜兵衛も、

たと考えられるい ても知られるが、

特に近世後期には印判師が製作した藩札が多くあっ

の住所が「日本橋区坂本町里俗植木店」とあることと一致する。両者

點式

金銀

石印

彫刻」の記載も

判師金子井兵衛の名は、明治二三年(一八九〇)刊『東京買物独案 写真3

明治期の 「印判職

係があるとも考えられるが、現時点では不明であるい。

酷似していることから、

金子井兵衛と海老原喜兵衛の間に何らかの関

が使用していた印の上部「俳諧

簡略な形にしたもの。書判)ではなく、実印を用いること、また実印 国各地で「印判職」が営業を開始し、印を製作する職人が増えていった。 明治以降になるとこの状況に変化がみられる。江戸だけではなく、全 た印を購入、使用していた。印判師は江戸にいたのであり、関東にお ていた印が、当主に限らず印を使用するようになり、 である。この布告によって、それまで基本的には家の当主が使用し がないと裁判の証拠にならない、とされたことも大きく影響したよう 証書には爪印 いては、江戸が印の生産の中心であったということになる。ところが この背景の一つに、明治六年(一八七三)七月の太政官布告があり、 以上の事例が示すように、 印判職も増加したのであろう。 (親指の爪に墨を付けて文書に記す印) や花押(自署を 関東諸村の人々は江戸の印判師が製作 印の需要が増し

とみられる。 かし初期の段階では、 次の史料4は営業の調査に関するものである。 無許可で印判職の営業をしている者がいた

[史料4]

(表紙)

印判彫刻家業之者無御届ヶ控

筑波郡

上菅間村 」

第二大区三小区

筑波郡上菅間村

今般御達二付印判刻版木師営業之者取調候処、当村内右営業之者 切無御座候、此如御届奉申上候也

戸長

青木新平(印)

元新治県権令中山信安殿!

明治八年五月廿三日

たものである。上菅間村には印判師や版木師として営業を行っている 明治八年(一八七五)五月、新治県の役所からの達に対して回答し

者は一切いない、と戸長が答えている。村々でも印判を扱う者が現れ、

史料5は印判職の営業願である。 営業には役所へ届出、許可を得ることが必要になったのである。次の

(史料5)

印判職営業御願

真壁郡猫島村 第十八番地

西村久三郎

卒御聞済被成下度、 右者私義前書之営業仕度、尤御規則之通堅ク相守り可申候間、 此如奉願候、以上

明治十五年八月十四日

右願人

西村久三郎

下妻警察署長 警部水野勝殿

右戸長

飯泉利藤治

印

前書相違無之ニ付奥印候也

(朱書

書面願之趣聞届候事

明治十五年八月十四日

下妻警察署長代理

巡査 佐藤左 (印)」18

れていたことがわかる。 こうとする者がいたこと、そして警察署へ届け出た上で営業が認めら た。願いは即日、認められている。明治になると、各地で印判職に就 三郎が印判職の営業をしたいということで、下妻警察署に願書を出し 明治一五年(一八八二)八月、真壁郡猫島村(現筑西市)の西村久

書きが記されている。泉町の天野篤次郎が大津西町の鮨屋に滞在して、 には、「東京牛込出店 茨城上市泉町二丁目」「逗留中応好彫刻」と印 二丁目(現水戸市)の印判司天野篤次郎による、名刺ともいえる史料 五日間、 字されている。。さらに「五日之間」「大津西町すしや常吉方」との墨 明治以降は、旧城下の水戸にも印判職がいたようである。上市泉町 依頼に応じて印を製作していたのではないか。前述の油屋に

六

何

を製作していた様子が伺える。しれない。東京にも出店している印判師が、各地域に自ら出向いて印残る史料であることから、油屋方へ滞在を知らせたものであったかも

おわりに

本学図書館を含め、県内に残る文書には、近世から近代にかけてのとも可能と考える。。

の流通全体の検討については今後の課題とし、別稿で明らかにしたい。彼らの周辺地域が販売圏となっていたようである。この点を含めた印はいわゆる「三都」に位置付けられる京都・大坂の印判師については、とする江戸の印判師について述べるのみとなった。江戸と共に近世でなお、本稿は現在の茨城県域の村を事例としたため、関東を販売圏

《茨城大学教育学部社会科教育教室》令和元年八月三〇日受理》

- て―」(『日本歴史』第八二二号、二〇一六年)。 千葉真由美「近世百姓の印と印判師―関東諸村落と江戸の印判師を事例とし
- 3(年未詳)申七月十四日「覚(申七・十四、江戸馬喰町御印判師森田与七、印館、一九八四~一九八八年)。約九・○○○点が本学図書館に所蔵されている。2 茨城大学附属図書館所蔵稲葉家文書目録』(一)~(五)(茨城大学附属図書

下総屋内御客様宛)」(茨城大学図書館所蔵稲葉家文書I-

に至する『書言、「しくしこ〉。河内八郎「史料解説」(『茨城大学附属図書館蔵稲葉家文書目録』(五)(茨河内八郎「史料解説」(『茨城大学附属図書館蔵稲葉家文書目録』(五)(安

五六三)。

- 5(年未詳)二月一一日「おぼへ〔印判代金受取〕」(茨城県立歴史館所蔵稲葉大学附属図書館、一九八八年)。
- 6 茨城県立歴史館所蔵の稲葉家文書は約一二,○○○点である。詳細は、家文書2―一八五)。

茨城

- 7年未詳「〔印影〕(一三個の丸黒印、東栄呈)」(栃木県立文書館寄託小川大平県立歴史館HP「史料利用の手引き」に掲載されている。
- を担分に『投験が三へのなけ、万万郎を分けに見るりに行時なる』(行家文書ロ八一六二)。
- うたって好評を博したといわれる。で出版され、江戸の商店約二,六○○店を紹介、買い物の便利とすることを9文政七年刊『江戸買物独案内』(早稲田大学古典籍総合データベース)。大坂
- 託)油屋(平潟後藤家)文書一二三九―一)。御伝言願の件・仕切判御届願の件等に付書状)」(個人蔵(茨城県立歴史館寄

(年未詳) 七月二八日「(権現丸積藤屋平次郎様并叶屋林助様へ仕切残金の儀

潟後藤家)文書一二三九一二)。(年未詳)子七月二一日「覚〔仕切判壱本代金四両五分受取〕」(同右油屋(平

江

- 12 明治二三年刊『東京買物独案内』(国立国会図書館デジタルコレクション)。
- れている細字左平氏からの聞き取りによる。細字氏によれば、印判師には、13近世初期からの由緒を持つ印判師の一人で、現在は石川県金沢市で経営をさ
- 14年未詳「(印鑑包紙)」(藤沢市文書館所蔵文書)。

良質の印肉を練るための技術も必要とのことである。

- 15 なお金子井兵衛については、東京大学附属図書館所蔵田中芳男文庫の『捃拾
- | Marian |
- 第二三九号、国立国会図書館デジタルコレクション)。 6 明治六年七月五日「人民相互ノ証書ニハ必ス実印ヲ用井シム」(太政官布告

- 潟後藤家)文書三五九四)。 19 (年未詳)「(五日之間逗留中応好彫刻)」(個人蔵(茨城県立歴史館寄託)油屋(平19